

「豊岡市における幼児教育・保育及び放課後児童のあり方計画」策定業務』公募型プロポーザル
質 問 回 答 書

平成30年10月31日公表

No.	文書	頁	質問内容	回 答
1	委託仕様書	2	6 業務内容(4) 待機児童緩和（解消）策の検討にあたり、関連事業に挙げられている「豊岡市保育士等確保推進事業」で実施されている保育士アンケートや潜在保育士の意識調査の結果を提供していただくことは可能でしょうか。	契約締結後、受託者に提供します。
2	委託仕様書	2	6 業務内容(4) 「施設再編整備等ハード事業等については、年次計画、財政計画、現状施設を継続した場合とのコスト比較試算なども盛り込むこと」とありますが、具体的にどのような内容を想定されておりますでしょうか。	現状や課題、今後の児童数及びニーズ推計などから、本市における最適な提案を求めるものです。
3	委託仕様書	2	6 業務内容(5) 「豊岡市子ども・子育て会議（本計画の諮問先）の運営支援等」とありますが、会議資料原稿データの作成は「本あり方計画」に関連するもののみの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4	委託仕様書	4	12参考（想定スケジュール） 「第2期豊岡市子ども・子育て支援事業計画策定業務」との連携、整合性に関して、子ども・子育て支援事業計画にも量の確保方策や質の向上に関する内容が記載されるかと思いますが、本あり方計画においては、その内容を実施するための具体的方策を施設の再編整備等の観点から検討するとの理解でよろしいでしょうか。	本業務と第2期豊岡市子ども・子育て支援事業計画策定業務は、それぞれ独立した別事業です。 ただし、第2期豊岡市子ども・子育て支援事業計画策定業務と連携や整合を図ることとしています。

No.	文書	頁	質問内容	回 答
5	委託仕様書	4	12参考（想定スケジュール） ① 「第2期豊岡市子ども・子育て支援事業計画策定業務」において、市民アンケート調査がありますが、現時点での調査項目案をお教えいただくことは可能でしょうか。 ② また、本業務受託後に市民アンケートの項目に関して追加提案することは可能でしょうか。	① 契約締結後、受託者に提供します。 ② 市民アンケートは、本業務の契約締結以前に実施することから追加提案することはできません。
6	委託仕様書	4	12参考（想定スケジュール） 「豊岡市における幼児教育・保育及び放課後児童のあり方計画策定業務」の「事前準備等」に、「ニーズ量の推計作業」とありますが、こちらは具体的にどのような作業をお考えでしょうか。	委託仕様書に記載のとおりです。専門的な分析等に基づく推計を求めるものです。
7	委託仕様書	4	12参考（想定スケジュール） ① 「第2期豊岡子ども・子育て支援事業計画策定業務」の市民アンケート調査の入力及び集計作業は、本業務とは別の業務との理解でよろしいでしょうか。 ② 市民アンケート調査のデータ及び結果はいつ頃いただけるご予定でしょうか。	① お見込みのとおりです。 ② 中間報告は平成31年1月、最終報告は平成31年3月を予定しています。
8	実施要領	3	7 企画提案書等の提出(6)企画提案書等の記載要領ウ 「業務に参画する専門家・専門家の略歴なども記載すること。」とありますが、弊社には幼児教育・保育等の専門家は在職していないため、他社及び個人に委託することになります。 このような場合の一部委託は認められるでしょうか。	本業務は高い専門性を要する業務であり、専門家の参画は必要と考えています。したがって、ご質問の場合は一部委託でも差し支えありません。 手続き等の詳細は、契約候補者との契約締結に向けた協議の際に協議します。 なお、担当者及び専門家の略歴には、それぞれの業務実績も記載してください。

No.	文書	頁	質問内容	回 答
9	実施要領	3	7 企画提案書等の提出(4)提出書類イ 提出書類として様式が示されている「業務実績調書 (様式5)」につきまして、「過去3年間の同種業務及 び関連業務の実績を記入」とありますが、それ以前の実 績を記載してもよろしいでしょうか。	本業務の重要な関連業務である「第1期市町村子 ども・子育て支援事業計画策定業務」が全国的に平 成25～26年度に集中していることから、過去5年間 の同種業務及び関連業務の実績を記載して差し支え ないものとします。
10	実施要領	4	7 企画提案書等の提出 「企画提案書に記載を求めること」の「全体事業概要 (スケジュール(工程表)含む)」とありますが、委託 仕様書記載の12のスケジュールを変更する形で提案する ことは可能でしょうか。可能な場合、子ども・子育て会 議の実施回数や実施月は変更の余地があるでしょうか。	提案は可能です。 ただし、業務の日程の詳細は、契約候補者との契 約締結に向けた協議において最終決定するものとし ます。